

平成29年

第1回市議会定例会 議案第34号

函館市競輪事業施設整備基金条例の制定について
函館市競輪事業施設整備基金条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市競輪事業施設整備基金条例

(設置)

第1条 市の競輪事業の用に供する施設の整備に資するため、函館市競輪事業施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、函館市自転車競走事業特別会計歳入歳出予算に計上して、第1条の基金の設置の目的のための経費に充て、または基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を函館市自転車競走事業特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、
市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

競輪事業施設整備基金を設置するため